

——— はじめにお読みください ———

SGホールディングスグループ健康保険組合からのお知らせ

被保険者・被扶養者の皆様へ

日頃は、当組合の運営についてご協力いただき、ありがとうございます。

さて、この度、当組合では、すでに健康保険の被扶養者として認定されている家族の方が、現在も引き続き被扶養者としての資格を満たしているかどうかを確認するための調査を行います。実施要項は下記のとおりです。

記

調査対象者 令和5年1月1日以前に認定された家族の方

- 提出書類**
- 「**家族資格調査書**」[別紙](以下「調査書」)
※対象者1名につき1枚。P3「3.「調査書」記入例」参照
 - 必要書類**
※P4～P5「4.必要書類」および別紙「家族資格調査書」参照

提出期限 令和6年7月31日(水)

提出先 各営業所・各事業場のご担当者(安全推進課等) ※封筒を再利用して提出

注意事項

- 提出期限までに「調査書」および必要書類を提出しない場合は、被扶養者としての資格の確認ができないため、さかのぼって資格喪失となり「保険証」および「マイナンバーの保険証」が使用できなくなりますので必ずご提出ください。
- さかのぼって資格を抹消した場合、受診された医療機関の健保負担分は、後日返還請求をさせていただきます。抹消手続きが必要な方は、早急にご提出をお願いします。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、抹消手続きが必要となります。その際は、「健康保険被扶養者異動届」と当組合の「保険証」とその他の必要な添付書類を各事業所の健康保険事務担当者に提出してください。
- すでに抹消手続済の方については「調査書」の備考欄に『抹消済』と記入し、「調査書」のみご提出ください。
※お手元に「保険証」がある方は、現時点でまだ手続きが行われていませんので、早急に手続きをしてください。
- 必要書類の取得に関わる費用や交通費は、全額自己負担となります。
- 「保険証」がカード証となりましたが、別世帯の方は引き続き生計維持関係の確認(仕送り)が必要です。

お問合せ先

SGホールディングスグループ健康保険組合専用コールセンター
TEL 03-5213-4419 9:00～17:00(土日祝日除く)

1. 資格調査の流れ



(1) 被扶養者の認定基準の確認

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について、一定の要件を常に満たしている必要があります。ご自身でご確認いただき、認定基準を外れる被扶養者がいる場合は、抹消手続きをしてください。

(2) 「調査書」の記入

※P3「3.「調査書」記入例」参照

「調査書」の被保険者・被扶養者欄の印字内容を確認し、必要事項を記入のうえ、署名をお願いします。

※印字内容に訂正または変更がある場合は、**赤字**二重線を引き、側に正しい情報を**赤字**でご記入ください。
※氏名、生年月日の訂正がある場合は、別途「健康保険諸変更(訂正)届」と「保険証」を各事業所の健康保険事務担当者まで提出してください。

(3) 必要書類の用意

※P4～P5「4.必要書類」参照

「調査書」に記載された被扶養者全員に該当するすべての必要書類をご用意ください。

(4) 「調査書」と必要書類の提出

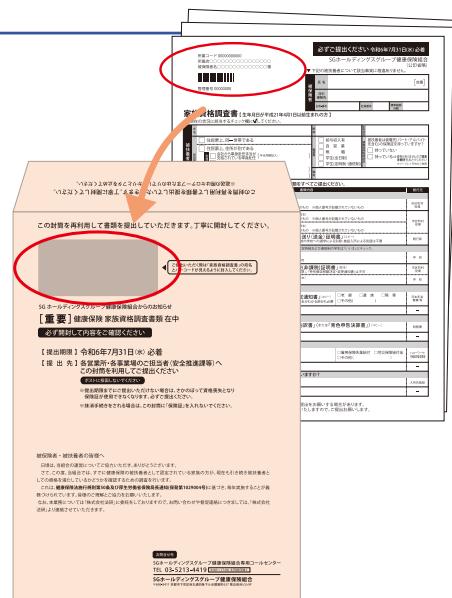
書類を受け取った際の封筒を再利用して、「調査書」と必要書類を封入してください。

返送の際は「調査書」の宛名とバーコードが見えるように封入し、丁寧にきっちり封を閉じて提出してください。

※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(注):「調査書」を紛失した場合は当組合のHPトピックスよりダウンロードしてください。

(注):ポストには投函しないでください。



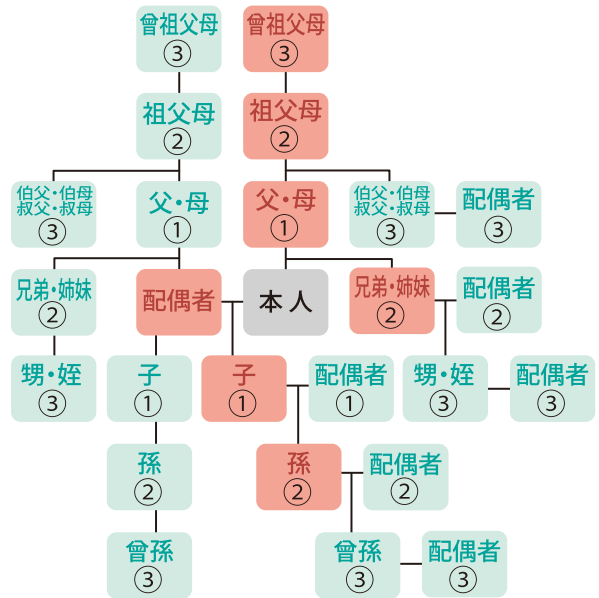
2. 被扶養者の認定基準

被扶養者になれる範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、主として被保険者の収入で**生計を維持**していることが必要です。

さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。



■同・別居可
 ■同居が条件
 ①1親等
 ②2親等
 ③3親等
 ※配偶者は内縁の方を含みます。

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として仕送りをしている実績が必要となります。仕送り実績を確認するため「仕送り証明書」をご提出いただきます。

「仕送り証明書」とは？

仕送り事実が客観的に確認できるものです。被保険者の金融機関の「通帳の金額印字面」のコピーや、振込時の「ご利用明細」や「振込明細書」のコピー等、誰から誰へ・いつ・いくら仕送りしたかが明記されているものをご提出ください。

誰から誰へ・いつ・金額が分かるもの

「振込明細書」

「通帳」表紙のコピーも必要です

「通帳」金額印字部分

2024年4月分・5月分・6月分の生活費

普通預金 (振込借入明細)

年	月	日	記号	お支払い金額(円)	お引き当り金額(円)	残高(円)
2024-04-05	100			*8,768		*1,450,768
2024-04-18	100			*70,000	〇〇〇 不動産	*1,380,768
2024-04-25	100			*1,560		*1,379,208
2024-04-27	100			*80,000		*1,299,208
2024-05-01	100			*70,000	〇〇〇 不動産	*1,229,208
2024-05-19	900			*37,000		*1,192,208
2024-05-20	100			*650,000		*1,842,208
2024-05-05	100			200,000		*2,042,208
2024-06-07	100			*70,000		*1,972,208
2024-06-27	900			*740,000		*2,712,208

被扶養者の収入基本基準

60歳未満の場合

- 月額108,334 円未満
- 年収130 万円未満
- 被保険者の収入の1/2未満

すべての条件を満たすこと

60歳以上の場合 または 60歳未満で障害年金を受けられている場合

- 月額150,000 円未満
- 年収180 万円未満
- 被保険者の収入の1/2未満

すべての条件を満たすこと

収入とは

給与・パート収入(交通費含む)、事業収入、公的年金(各種年金すべて含む)、失業給付金、傷病手当金、出産手当金、株式配当金、利子収入等、他。課税非課税問わず、すべての収入です。



別居の場合の収入基本基準

住民票が別の場合は「別居」と判断します。生計維持関係の確認(仕送り)ができなければ抹消となります。また、左記の基準に、被扶養者の収入を上回る仕送りがないと認定継続できません。

認定外のお同居のご家族

例えば、父母等どちらか一方を扶養に入れている場合、扶養認定されていない方の収入も確認のうえ、認定継続できるか判断します。※子や兄弟姉妹等も同様

父・母等の扶養認定

父・母等のそれぞれの収入を確認のうえ、認定継続できるか判断します。

国内居住要件

日本国内に住所を有さない方は、健康保険の被扶養者とは認められません。

※日本に居住していない被扶養者のうち海外において留学する学生や被保険者の海外赴任に同行する家族等、日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすことになりますが、届出が必要となります。

3. 「調査書」記入例



事業所名 ○○○○(株)
 所属コード 00000000
 所属名称 ○○支社○○本部
 被保険者名 健保 太郎 様
 管理番号 000000 (0/0)


印字内容に訂正または変更がある場合は赤字二重線を引き、正しい情報を記入
 事業所の健康保険事務担当窓口までお申し出ください

該当項目に☑
 被扶養者が就職先(パート・アルバイト先も含む)の「保険証」をすでに持っている場合は、「持っている」にチェックのうえ、別途抹消手続きが必要(P6①参照)

被保険者名を自署

必ず記入
 ※連絡することがあります

氏名	健保 太郎			[自署]	
日中連絡先	090-1234-5678				
記号-番号	1234-5678	社員番号	234	標準報酬月額	1234567

該当項目に☑および記入

家族資格調査書【生年月日が平成21年4月1日以前生まれの方】

▼現在の状況に該当するチェック欄に☑してください。

氏名	健保 花子		続柄	妻	生年月日	S62.06.03 7.23
被扶養者 同居	☒ 住民票上、同一世帯である	☒ 給与収入有	被扶養者は就職先(パート・アルバイト先含む)の保険証を持っていますか? ☒ 持っていない ☐ 持っている⇒資格がありませんので抹消手続きをおとってください ※リーフレットP6の①参照			
	☐ 住民票上、住所が別である	☐ 自営業				
	☐ 会社から単身赴任手当が支給されている単身赴任	☐ 無職				
	☐ 通学	☐ 学生(全日制)				
	☐ 施設入所(施設名:)	☐ 学生(定時制・通信制)				
	☐ 上記以外(理由:)	備考				

▼Q1～Q6すべてに回答してください。回答に応じた書類をすべてご提出ください。

チェック欄	書類内容	枚数	提出先
☒ はい(同居)	Q1. 被扶養者は被保険者と住民票が一緒ですか? 世帯全員の「住民票」[原本] ※令和6年7月1日以降発行のもの ※続柄のある世帯全員分のもの ※個人番号が記載されていないもの	1	市区町村役場
☐ いいえ(別居)	被保険者世帯の世帯全員の「住民票」[原本] ※令和6年7月1日以降発行のもの ※続柄のある世帯全員分のもの ※個人番号が記載されていないもの 被扶養者世帯の世帯全員の「住民票」[原本] ※令和6年7月1日以降発行のもの ※続柄のある世帯全員分のもの ※個人番号が記載されていないもの 令和5年7月～令和6年6月振込分の「仕送り(送金)証明書」[コピー] ※会社から単身赴任手当が支給されている単身赴任・全日制の学校への通学による別居・施設入所による別居は不要	1 1 3	市区町村役場 銀行等
☐ はい	Q2. 被扶養者は全日制の学校に通学している学生ですか? ※定時制および通信制の学生は「いいえ」にチェック。 「在学証明書」[原本] ※令和6年7月1日以降発行のもの ※「学生証」[コピー]不可	7	学校
☒ いいえ	令和6年度「所得証明書」[原本]または「課税(非課税)証明書」[原本] ※令和5年1月～12月の収入を証明するもの ※「源泉徴収票」「特別徴収税額決定・変更通知書」は不可 定時制および通信制の学生は「在学証明書」[原本] ※令和6年7月1日以降発行のもの ※「学生証」[コピー]不可	2 7	市区町村役場 学校
☐ はい(している)	Q3. 被扶養者は年金を受給していますか? 「年金振込通知書」[コピー]または「年金額改定通知書」[コピー] ※令和6年中に発行された直近のもので、年金額・受給者氏名がわかる部分も必要 ☐ 老 齢 ☐ 遺 族 ☐ 障 害 ☐ その他()	4	日本年金機構等
☒ いいえ(していない)	この回答による書類なし	—	—
☐ はい(している)	Q4. 被扶養者は確定申告をしていますか? 令和5年分「確定申告書」[コピー]と「収支内訳書」(または「青色申告決算書」)[コピー] ※リーフレットP5参照	5	税務署
☒ いいえ(していない)	この回答による書類なし	—	—
☐ はい(している)	Q5. 被扶養者は手当を受給していますか? 「手当の受給金額がわかるもの」[コピー] ☐ 雇用保険失業給付 ☐ 労災保険給付金 ☐ その他()	6	ハローワーク・労働基準監督署等
☒ いいえ(していない)	この回答による書類なし	—	—
☐ はい(している)	Q6. 被扶養者は被保険者と「住民票」が別で、施設で生活していますか? 「入所証明書」[原本]	8	入所先施設
☒ いいえ(していない)	この回答による書類なし	—	—

該当項目に☑



配布している調査書は2種類あり、お手元の調査書と異なる場合があります。

4 「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」[コピー]

【いつ】令和6年に発行された直近のもの

【取得先】日本年金機構等

【目的】直近に支給された年金の種類と金額を確認します。

【注意点】

- 1) 受給者氏名のわかる部分も必要
- 2) 受給しているすべての年金(老齢年金・遺族年金・障害者年金・個人年金・企業年金等)を提出

※「公的年金等の源泉徴収票」では代用できません。

「年金振込通知書」

年金振込通知書のイメージ。受給者氏名欄と一緒に提出する必要がある。

受給者氏名欄も一緒に提出

『年金支払額』

『控除後振込額』

5 「確定申告書」一式[コピー]

【いつ】令和5年分のもの

【取得先】税務署

【目的】自営業、株、不動産等があった場合、その総額と経費を確認します。

※所得証明書に営業所得・雑所得など、給与年金以外の所得がある方

【注意点】

- 1) 確定申告書と、経費の内訳の確認できる「収支内訳書」や「青色申告決算書」を併せて提出
- 2) 確定申告をしていない場合は、収入および経費の内訳のわかる書類を提出

【抹消対象】

差引金額が130万円以上(60才以上の方は180万円以上)の方は令和6年8月1日付で抹消手続きが必要です
P6「5.扶養からはずす手続きについて」の⑤を参照のうえ、手続きを行ってください

「確定申告書」

確定申告書のイメージ。

「収支内訳書」

収支内訳書のイメージ。総収入額、差引金額、所得金額を確認する。

『総収入額』

『差引金額』

『所得金額』

6 「雇用保険受給資格者証」[コピー]・「労災保険療養・休業補償給付金等支給決定通知書」[コピー]

【いつ】令和5年7月1日以降のもの

【取得先】ハローワーク、労働基準監督署等

【目的】受給している(していた)手当の受給期間と日額を確認します。

【注意点】

- 1) 全ページのコピーを提出
- 2) 59歳以下→日額3,612円以上 60歳以上→日額5,000円以上抹消の手続きが必要です

P6「5.扶養からはずす手続きについて」の⑥を参照のうえ、手続きを行ってください。

「雇用保険受給資格者証」

雇用保険受給資格者証のイメージ。

労災保険療養・休業補償給付金等支給決定通知書のイメージ。

7 「在学証明書」[原本]

【いつ】令和6年7月1日以降発行のもの

【取得先】学校

【目的】子が全日制の学生であることを確認します。

【注意点】

- 1) 学生証[コピー]不可
- 2) 学生で別居している場合、別居先に認定外の家族がいる場合は、その家族の収入も確認します
- 3) 全日制の学生以外は「所得証明書」もご提出ください
- 4) 中学生以下の方は提出不要です

「学生証」

学生証のイメージ。

「在学証明書」

在学証明書のイメージ。

8 「入所証明書」[コピー]

【いつ】令和6年7月1日以降発行のもの

【取得先】入所施設

【目的】別居の理由を確認します。

【注意点】

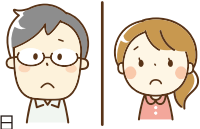
施設とは、養護施設・介護施設・乳児施設(幼稚園や保育所は除く)・障がい者施設等生活の拠点があるところです

5. 扶養からはずす手続きについて

以下の①～⑦に当てはまる場合は、被扶養者の扶養を外す抹消手続きが必要です。「被扶養者異動届」に必要な事項を記入し、「保険証」と一緒に各事業所の健康保険事務担当者へ提出してください。

※「被扶養者異動届」は当健保組合ホームページの「各種届出・申込方法」→「届出・申請用紙一覧」から印刷していただくか、各事業所の健康保険事務担当者までお申し出ください。

※「調査書」と「必要書類」の提出も必要です。「異動届」・「保険証」とは別封筒に入れてご提出ください。

① 勤務先の健康保険に加入したとき。  [抹消日] 資格取得日	書 類 「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] - 新「保険証」[コピー] ※ご提出いただく「新保険証」[コピー]では氏名と資格取得年月日(加入日)を確認します。 発行元 - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - お手元
② 離婚・死亡・結婚したとき。  [抹消日] 事由発生日	「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] - 離婚の場合離婚した年月日が確認できる書類(離婚届の「受理証明書」等)[コピー] 死亡の場合死亡した年月日が確認できる書類(「死亡診断書」等)[コピー] 結婚の場合結婚した年月日が確認できる書類(婚姻届の「受理証明書」等)[コピー] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場 お手元
③ - 同居条件の被扶養者が別居したとき。 (被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹を除く三親等以内の親族) 「住民票」が別世帯で送りしていないとき。  [抹消日] 別居した日	「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] 「住民票」[原本] ※別居した年月日を確認します。 - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場
④ 他の家族の被扶養者となったとき。  [抹消日] 資格取得日	「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] - 他の家族の扶養者として交付された「保険証」[コピー]または「健康保険資格取得証明書」[コピー可] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - お手元 保険者
⑤ - 年収130万円を超えた、または超える収入が見込まれるようになったとき。 ※60歳以上または障害年金受給の場合は180万円 - 年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上になった、または見込まれるようになったとき。  [抹消日] 令和6年8月1日	「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] - 給与収入が130万円を超えた場合「所得証明書」[原本] 自営業収入の差引金額が130万円を超えた場合「確定申告書一式」[コピー] 年金収入が増えた場合「年金額改定通知書」[コピー] 年金受給が開始した場合「年金証書」[コピー]等収入が確認できる書類 - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場・ 税務署・ 日本年金機構等 (年金事務所)
⑥ 雇用保険失業給付・労災保険療養休業補償給付金を受給したとき。  [抹消日] 手当受給開始日	「被扶養者異動届」 - 抹消対象者の当健保組合の「保険証」[現物] 「雇用保険受給資格者証」全ページ[コピー] 「給付金支払決定通知書」[コピー] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - ハローワーク・ 労働基準監督署等
⑦ その他 被保険者との生計維持関係がない方	理由により添付していただく書類が異なりますので各事業所の健康保険事務担当にお問い合せください。

審査の結果、上記以外でも認定基準から外れていると判定される場合があります。
その場合は別途抹消通知をお送りいたしますので速やかに抹消手続きをお願いします。

6. よくある質問

主旨

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

● 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

● 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)

… 被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること

● 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)

… 被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 調査書類を提出しないとどうなりますか？

A.2 被扶養者として引き続き資格があるかどうかの確認ができませんので、被扶養者の資格を失効します。

調査対象者

Q.3 被保険者・被扶養者とは誰のことですか？

A.3 被保険者とは会社に勤務している従業員です。

被扶養者とは被保険者(従業員)に健康保険上扶養されている家族です。

この調査は、被扶養者(家族)についての調査です。ご提出いただく書類は被扶養者(家族)の書類です。

資格喪失

Q.4 被扶養者はすでに扶養抹消手続きをし、「保険証」も既に返却しましたが、「調査書」が送られてきました。どうすれば良いのでしょうか？

A.4 調査対象である被扶養者の方を抽出した時点と、発送までには時間的経過がありますので、「調査書」を受け取られた時点では、すでに手続きが完了している場合もあります。

お手数ですが、氏名を**赤字**二重線で消し、備考欄に『抹消済』と記入のうえ「調査書」のみで提出ください。

※保険証がお手元にある場合は、現時点で抹消手続きが完了しておりませんので、今回の調査書類の提出とは別に手続きをしてください。

P6「5.扶養からはずす手続きについて」参照

Q.5 被保険者は退職予定です。今回の書類は提出しなくても良いのでしょうか？

A.5 提出期限(令和6年7月31日)までに退職する方は、書類の提出は不要です。令和6年8月1日以降に退職する方は提出が必要となりますので、書類を取得いただきご提出ください。

別居

Q.6 別居している母について「仕送り証明書」が提出書類となっていますが、近所に住んでいるため生活費については手渡ししており、仕送りしていません。何を提出すれば良いのでしょうか？

A.6 手渡しでは、仕送りの事実を客観的に確認することができません。よって、被保険者に生計維持されているかどうかの確認ができませんので、仕送りが確認できない月から抹消となります。早急に抹消手続きをお願いします。

※P6「5.扶養からはずす手続きについて」参照

「仕送り(送金)」として認められません!

- 現金の手渡し
- 家賃
- 水道光熱費の領収書
- クレジットカードなどの支払明細書



学生

Q.7 子供の通っている学校が夏季休暇中のため提出期限内に「在学証明書」を提出できません。どうしたら良いのでしょうか？

A.7 郵送等で取得可能な場合もありますので、まずはお子様の通っている学校にお問合せください。

どうしても期限内に間に合わない場合は、在学証明書以外の書類を提出期限までにご提出いただき、「在学証明書」は追ってご提出ください。その際、「調査書」の備考欄に『●月●日までに在学証明書を提出』とご記入ください。

なお、提出時期によっては不足書類のご案内をお送りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

その他

Q.8 送られてきた「調査書」をなくしてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A.8 当組合HP (<https://www.kenpo.gr.jp/sgh/>) より印刷していただき、「調査書」に被保険者名等、必要事項をすべて記入のうえ、必要書類と一緒にご自身で用意した封筒に入れてください。

封筒に被保険者名、「保険証」の記号・証番号、社員番号、所属営業所名を記入のうえ、各事業所の健康保険事務担当者までご提出ください。